

学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、ハラスメントが個人の人格を深く傷つける言動であることに鑑み、学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止のための体制を整備し、もって、個人の尊重される良好な教育、研究及び就業の適正な環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員とは、本校の教員、事務職員、非常勤講師、非常勤職員並びに本校において就労する派遣労働者及び委託又は請負業務従事者をいう。
 - (2) 学生とは、本校において修学する者をいう。
 - (3) 関係者とは、学生の保護者等及び関係者をいう。
 - (4) 学科とは、視能訓練士科、看護師科、メディカル外語学科をいう。
 - (5) 学科長とは、学科の長をいう。
 - (6) 相談者とは、第5条第2項に規定するハラスメント相談員に対して、ハラスメントに関する相談（以下「ハラスメント相談」という。）を行った者をいう。
 - (7) 当事者とは、ハラスメントを受けたと申し出た者及びその相手方をいう。
 - (8) 申出事案とは、ハラスメント相談のうち、ハラスメント防止対策委員会による対応の申し出がなされた事案をいう。
2. この規程において、ハラスメントとは、教育・研究にかかる就学・就労の場において、民族・国籍・門地・宗教・思想・信条・性・障害の有無・職種等によって生じている関係を不当に利用し、相手の人格を傷つけること、あるいは教育・研究にかかる就学・就労の環境を悪化させることをいう。
3. 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が他の教職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生が教職員、他の学生又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生を不快にさせる性的な言動をいう。
 - (2) アカデミック・ハラスメントとは、教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動をいう。
 - (3) パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用し、適正な範囲を超えて他の教職員、学生又は関係者に対して行う不適切な言動、学生が職務、研究及び学習上の地位又は権限を不当に利用して教職員、他の学生又は関係者に対して行う

不適切な言動及び関係者が職務上の地位又は権限を不当に利用して教職員又は学生に対して行う不適切な言動をいう。

- (4) 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントとは、妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上及び就労上の環境を悪化させる言動をいう。
- (5) 他のハラスメントとは、前4号に掲げる以外の個人の人格を深く傷つける言動をいう。

(学校の責務)

第3条 本校は、ハラスメントの防止のために必要な啓発活動、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題を解決するため必要な措置を講ずるものとする。これは就学・就労の時間外、また学外の出来事についても適用される。

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第4条 本校にハラスメント防止対策委員会を設置する。

(ハラスメント相談員)

第5条 学校長は、ハラスメント相談に当たるため、本校にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2. 相談員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教職員男女各2名
- (2) その他学校長が適当と認める者

3. 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 学校長は、第2項各号に規定する相談員のほか、カウンセリング等の専門家を相談員として委嘱することができる。

5. 学校長は、ハラスメント相談の受付体制、相談員等について、職員及び学生に対して周知するものとする。

(相談員の任務)

第6条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント相談に応じること。
- (2) 受け付けたハラスメント相談の内容等について、相談者の同意を得て、所定の別記様式により委員長に報告すること。

(ハラスメント相談)

第7条 本校における教職員、学生及び関係者からのハラスメント相談に対応するための窓口は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる相談員
- (2) 第5条第3項に掲げる相談員

2. ハラスメント相談は、前項各号のいずれの窓口に対しても行うことができる。

(対応方法の申出等)

第8条 申出事案の相談者は、次の各号に掲げるハラスメント防止対策委員会の対応方法のうち、いずれかの希望する対応方法を選択する。

- (1) 通知 相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相手方に対してハラスメント相談があったことを通知する方法。
- (2) 調整 相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相談者及び相手方の申出事案に関する主張を公平な立場で調整する方法。
- (3) 調査 相談者は顕名とし、事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントの有無を認定し、適切な措置等を講ずる方法。

2. 相談者は、前項の規定により選択した対応方法が不調に終わった場合は、前項各号に規定する別の対応方法への変更を申し出ることができる。

3. 相談者は、ハラスメント防止対策委員会が申出事案の対応を継続している間は、いつでも書面をもって申出事案の取り下げをすることができる。

(ハラスメント防止対策委員会)

第9条 本校にハラスメントの防止等のため、ハラスメント防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2. 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止等に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 申出事案におけるハラスメントの有無の認定及び必要な措置等に関すること。
- (3) ハラスメントの防止等に係る研修に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止等に関すること。

3. 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括事務局長
- (2) 学生課長
- (3) 各学科長

(4) その他学校長が特に必要と認める者

4. 委員会に委員長を置き、第3項第1号の者をもって充てる。
5. 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を招集し、その議長となる。
6. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
7. 委員長は、ハラスメント相談員からハラスメント相談の報告を受けた場合において、その内容が申出事案であるときは、当該申出事案の発生、態様等について学校長に報告するものとする。この場合において、相談者から前条第1項第3号に規定する対応方法の申出があった場合は、速やかに委員会を招集し、当該申出事案に係る具体的な対応について審議するものとする。
8. 前項の場合において、報告を受けたハラスメント相談のうち、ハラスメントを受けたとする者の相手方が学生である場合は、委員長は、速やかに当該学生が所属する学科の長にその旨を報告するものとする。
9. 第7項の規定により委員会を招集する場合において、調査の公平性・中立性を確保する観点から、当該申出事案の当事者及び当事者との間において特別な利害関係がある者が委員であると委員長が認めるときは、当該委員は審議に加わることはできない。
10. 委員会は、委員（前項の委員を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
11. 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
12. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(通知及び調整の対応)

- 第10条 委員長は、相談者から第8条第1項第1号又は第2号に規定する対応方法の申出があった場合は、当該対応方法を進めるため、事案毎に当該事案を処理するに相当と認める者（以下「対応者」という。）を複数人指名するものとする。
2. 対応者は、相談者から第8条第1項第1号に規定する対応方法の申出があった場合は、相談者からの申出内容を確認し、文書により相手方に対してハラスメント相談があったことを通知するとともに、相談者に対して相手方に通知した旨を連絡するものとする。
 3. 対応者は、相談者から第8条第1項第2号に規定する対応方法の申出があった場合は、相談者及び相手方の申出事案に関する主張を確認し、これを他方に伝達するとともに、双方

に助言を与え、意見を調整するものとする。

4. 対応者は、申出事案の対応が終了したときは、速やかに委員長に対応結果を報告するものとする。
5. 委員長は、前項の報告があったときは、対応結果を委員会に報告する。

(調査委員会)

第11条 委員会は、相談者から第8条第1項第3号に規定する対応方法の申出があった場合は、事実関係等の調査及びハラスメントの有無の審査並びに講ずべき措置等の検討をさせるため、事案毎に調査委員会を設置するものとする。

2. 調査委員会に調査委員長を置き、委員長が当該事案を処理するに相当と認める者をもって充てる。
3. 調査委員長は、調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）を指名し、調査委員会の調査を掌理する。
4. 委員長及び調査委員長は、調査の公平性・中立性を確保する観点から、当該事案の当事者との間に特別な利害関係があると認められる者を調査委員長及び調査委員として指名することはできない。
5. 当事者は、正当な理由なく調査を拒むことはできない。
6. 調査委員長は、当事者に対して、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
7. 調査委員長は、調査が終了したときは、当該事案に係る事実関係（当事者の氏名及び所属、ハラスメントの発生日時及び態様その他参考となる事項等）及びハラスメントの有無の審査結果並びに講ずべき措置等の検討結果について、速やかに委員長に報告するものとする。

(ハラスメントの有無の認定及び必要な措置等)

第12条 委員会は、前条第7項による報告があったときは、当該調査結果等をもとにハラスメントの有無を認定するとともに、講ずべき措置等について審議を行うものとする。

2. 委員長は、前項の認定及び審議が終了したときは、当該申立事案に関する委員会における審議の結果等について、関係資料を添えて速やかに学校長に報告するものとする。
3. 委員長は、第1項によるハラスメントの有無の認定結果を、当事者及び関係学科長に通知

するものとする。

4. 学校長は、第2項の報告に基づき、必要と認めた場合は、関係学科長に対し、適切な措置等を講ずるよう指示するものとする。

(不服申立て)

第13条 当事者は、認定結果に不服があるときは、前条第3項の規定による通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、委員会に対して不服申立てをすることができる。

2. 前項の不服申立ては、理由を付した書面をもって行うものとする。
3. 委員会は、前項の不服申立てについて調査が必要と認めた場合は、再調査を行うものとする。
4. 再調査後の審査及び認定結果の通知は、前条第1項及び第3項の規定を準用する。

(緊急措置)

第14条 委員長は、第9条第7項によるハラスメント相談員からの報告について、直ちに対応が必要と判断した場合は、関係学科長に対し適切な措置等を講ずるよう指示することができる。

2. 関係学科長は、前項の指示があったときは、これに従い適切な措置等を講ずるものとする。

(人権の尊重及び守秘義務)

第15条 ハラスメント防止対策委員会委員、相談員、調査委員会委員、関係学科長及びその他ハラスメントの解決に向けた手続き等に関与する者又はこれらの職にあった者は、当事者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、当該ハラスメント相談、事実関係等の調査等に際して知り得た秘密を、在職中また退職後も他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 学校長、統括事務局長、学生課長、各学科長、その他職員及び学生は、ハラスメント相談をし、若しくは当該相談に係る調査、ハラスメントの防止のために協力若しくは正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒等の処分)

第17条 学校長は、第12条第1項の審議の結果、ハラスメントがあったと認定された申出事

案について、ハラスメントを行った者が職員である場合には、当該職員に対し、その加害の程度等に応じて、学校法人村上学園の就業規則に基づく懲戒等の処分を行うことができる。

2. 学生のハラスメントに係る懲戒等については、専門学校日本医科学大学の学則に定めるところによる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、ハラスメント防止対策委員会の発議に基づき、教職員会議及び学校運営会議の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。